

社会福祉法人 双葉の園
双葉の園ひがしやま保育園

入園のしおり 2025

重要事項説明書



社会福祉法人双葉の園 90周年創立記念 共同制作（ひかり組・年長）

2021. 9

人には優しい心 自分には強い心
創造力 と 自立心

社会福祉法人 双葉の園
双葉の園ひがしやま 保育園
園長 越谷 信子

〒153-0043 東京都目黒区東山 2-20-16
Tel : 03-6303-0731 Fax : 03-6303-0883

目次

双葉の園の保育について

双葉の園の理念

双葉の園のあらまし

こどもたちと作る生活

自然とともに／あそび、生活

行事について

給食について

施設の概要・利用について

事業者の運営主体 / 園児および職員の配置

保育時間 / 延長保育について

施設の利用にあたって

こどもの健康

健康管理

薬の取り扱いについて

感染症について / 登園許可書、登園届

保育中のケガについて

受診フロー／日本スポーツ振興センター

園よりおつたえしたいこと

防災について

虐待防止・人権擁護

個人情報の保護

ならいごとについて

ご意見、ご相談の窓口について

持ち物について

持ち物の一覧

持ち物についてのお願い

着替え／服装／靴について

お昼寝用のシーツ／ キワニスドール

参考資料

双葉の園について・理念

＜社会福祉法人双葉の園 理念＞

双葉の園のめざすもの

平和な社会の実現

人権尊重

こどもの安心感

園 目 標

人には優しい心 自分には強い心

創造力と自立心

5 つ の 行 動 指 針

<双葉の園の目指すもの>

◎ 平和の教育

私たちが保育をする目的は、

広い意味で平和な世界を作るために行っているといっても過言ではありません。

私たちが育てる子どもたちは次の世代を担ってくれる大事な人たちです。

双葉の園のモットー、人には優しい心・自分には強い心・自立心・創造力のすべてが

平和な世の中を作ることに向かっています。乳児期の保育が大切と言うのは、

弱い立場の人を守るのが双葉の基本的な立場だからという面もありますが、

一般的に三つ子の魂百までというように、0歳から2歳児クラスまでの成長の著しさと吸収力を見ると乳児期が人の一生の基礎だといわれています。

人格形成に大切な乳幼児期に、優しく声を掛けられ、自分の気持ちを伝えられる経験をした人たちは人を思いやる気持ちを持った自立心のある人に育つでしょう。

このような子どもたちの作る未来に希望を託して私たちは保育をします。

◎ 人権の尊重

子どもの権利を認め、一人一人を尊重するのは保育園の使命であり、平和の教育です。

・子どもの最善の利益

保育園では現在の時点で何がその子（子どもたち）にとってプラスになるのかを優先して考えます。

・子どもの意見表明権

現在の保育の何よりも大切にしなければならない行為は、

もはや話すこと・説明すること・伝えることにあるのではなく、聞くことの中に存在しています。

私たちは子どもの声に耳を傾け、子どもが発することのできない声も感じ取れるように努力します。

◎ 子どもの安心感

大きな存在から常に見守られて守られているという安心感が小さい子どもには必要です。

子どもが安心できる存在としては、保護者であり、いつも近くにいる保育士かもしれませんが、双葉の園はもっと大きな存在を意識しています。

この世の法則、この世の善意・・・、私たちを常に見守っていてくれる存在があると信じられ、自分が常に守られているという意識があれば、安心して子ども時代を過ごせます。

もしも将来なにかつらい時があっても、逆境に当たっても、この子どもの頃に安らかに眠り、見守られて育ったという記憶が心の底にあれば、乗り越え立ち直る力が湧いてきます。

双葉の園で、食事の前に自然に感謝し、見守ってくださる人々に感謝して、

「だいちのめぐみにかんしゃして・・・」というのはそのような意味からです。

双葉の園では、成立の時の心を折に触れて感じる機会を得たいと考えています。

私たちも大きな存在から守られています。

＜本園の目的 ・ 運営方針＞

双葉の園保育園は、児童福祉法及び、子ども子育て支援法に基づき、入園する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することを目的とした児童福祉施設です。保育の運営にあたっては保育所保育指針、及び関係法令等に基づき、こどもの人権、主体性を尊重し、児童の最善の幸福のために、保護者や地域社会と力を合せ、積極的に家族援助を行うことを目指します。

＜園目標＞

人には優しい心 自分には強い心

創造力 と 自立心

これからの未来を担う子ども達に、
自分が愛されている実感をもつこと
人と思いやりをもって関わること
自分の意思をしっかりと持って行動すること
様々なものごとに好奇心と興味を広げて、自ら関わっていくこと
そんな願いを込めて、保育目標を立てています。

子ども達には、自分が周りの人から見守られ、
大切にされているという実感を持って育ててほしいと願っています。
自分の思いを真摯に受け止めてくれる他者の存在を感じることで、
安心して自己発揮できるようになります。
人からあたたかく受け止められた実感から育まれる安心感を土台として、
感謝の気持ちや、自ら人を大切にする思いやりの心を育てていきます。

＜職員行動指針＞

- 一．こどもを信じ、その存在を受け止め、支えます。
- 一．こどもが安心できる存在でありつづけます。
- 一．ともに働く仲間を尊重し、支え合い、高め合います。
- 一．常に主体的に考え、行動し、不断に学び続けます。
- 一．職務に誇りと自覚を持ち、社会に貢献します。

＜社会福祉法人 双葉の園のあらまし＞

沿革

創立者 本田 トヨ キリスト教婦人矯風会会員として福祉活動に従事

- 1931 年 目黒区東山に『双葉の園』・「家庭学校」(通称花嫁学校)と付属の双葉の園幼稚園を設立。
- 1944 年 第二次世界大戦で建物消失、事業を閉鎖する。
- 1945 年 戦災、引き上げ母子の住居確保のために旧陸軍兵舎を借り受けて改造し母子寮置、同時に生活安定のための授産場を設立。
全国的に母子保護を訴え、政府に要請。母子保護連盟を結成し、戦災遺族、引揚者、傷病者のための法的措置設置のために全国的に活動を行う。
- 1948 年 目黒区大橋の現在の地に「双葉の園」再建
- 1952 年 ベビーブームの子どもたちが幼児期を迎え、双葉の園の園児数 400 名を超える。
双葉の園別館落成
- 1970 年 鉄筋コンクリート5階建に改築、2 歳児保育開始
- 1990 年 1 歳児保育開始
- 2002 年 園舎改築落成、(旧園舎老朽化の為)
0才児保育、延長保育、一時保育を開始
- 2006 年 法人名を 社会福祉法人 婦人生活文化協会から
社会福祉法人 双葉の園に変更
- 2011 年 4 月 新園舎増設、産休明け保育実施
- 2011 年 10 月 一時保育室を設置
- 2017 年 4 月 野のゆり保育園を設立
- 2019 年 7 月 子育てひろば「小さい花の家」を開設
- 2020 年 4 月 双葉の園ひがしやま保育園を設立

◎ 法人の運営する施設

双葉の園保育園



定員 165 名 一時保育 4 名
目黒区大橋 2-16-6
03(3465)0270

野のゆり保育園



定員 46 名
目黒区大橋 2-15-12
03(5790)9091

子育て広場「小さい花の家」



双葉の園保育園敷地内に 2019 年開設
地域の子育て家庭の憩いと集いの場

＜社会福祉法人 双葉の園 創立＞

双葉の園の創立には、関東大震災が深くかかわっています。

双葉の園の初代理事長であった本田トヨは、関東大震災の際に、震災の直後から救助と支援に奔走し、翌年の3月まで毎日支援活動を続けていました。その後は、大変な不景気で、生活できない人々が遊郭に娘を売るといった時代になりました。そこで、本田トヨは、キリスト教婦人矯風会の人々と共に、遊郭から逃げ出した娘達を保護し、こういう人達を救い出す運動をはじめ、暴力団や遊郭の楼主との交渉などいろいろな事に取り組みました。

その頃の話は、初期の社会福祉関係者の間では名高く語り伝えられています。

ここから始まった運動に共感する人達と始めたのが、婦人生活文化協会で、1931年に家庭学校（通称、花嫁学校）と授産・購買組合、それに付属の双葉の園幼稚園を創設しました。創立当初は、加藤シヅエ（婦人解放運動家、初の女性衆議院議員）が特別講座を受け持ち、市川 房江（婦人参政権運動を主導、参議院議員）が公民を教えるなど、驚くほどの人材が集まりました。

婦人生活文化協会という名称はすこし大げさな気がしますが、設立当初は子どもから老人までの女性に関わる事業を広く行い、関連施設で一つの町を作るというような大きな構想を持っていました。本田トヨは、母子保護連盟、未亡人連盟という組織を結成し、遺家族、罹災者、失業者、数十万人の戦争未亡人の生活安定、子女の教育等に力を尽くしました。1948年には児童福祉法が制定され保育園制度が出来ました。これには本多トヨの働きが大きかったという事を聞いています。

戦後は、婦人生活文化協会を大きくして理想を実現するよりも、国政に働きかけ、母子保護連盟の会長になり、社会に働きかけることで、当初の夢をある程度実現しました。そこで法人の名前も婦人生活文化協会では実態と合わなくなりましたので、保育園とおなじ「双葉の園」になりました。双葉の園は創立以来、80年以上の月日が経ちましたが、近年は保育と保育を取り巻く環境が大きく変わってきました。

しかし、どのように社会と保育を取り巻く状況が変化しても、私たちには変わらないものがあります。

◎ 1931年当時の規約には、

- 一、家庭学校、（日課ヲ定メ料理、家庭療法、和洋裁、編物、生花、手芸等ノ教授）
- 二、授産ト購買組合（収入ヲ増シ支出ヲ減ジ以テ俟約ヲ奨励ス）
- 三、《 隣保事業 双葉ノ園ハ学齡以下ノ幼児ノ基礎教育ニアタル。》とあります。

私たちは、保育園に限らず、母親とその子ども達を支援し続けてきた創立者の志を受け継いでいかねばならないという思いを新たにしています。

こどもたちと作る生活

【 自然とともに 】

園庭では、泥遊びをしたり、虫探しをしたり、草花を育てたり、栽培を通して、遊びの中で自然と季節の移り変わりを感じられるような園庭作りを目指しています。

また、食と生活、体、命とのつながりがより身近に感じられるよう、子ども達の興味に合わせ、食育活動（畑、調理保育など）も積極的に行っています。

動物も植物も、すべての生き物には、生命が存在することに気づき、そして将来・・・生命はかけがえの無いものであることの認識につながることでしょう。

【 あ そ び 】

子ども達は日々遊びの中で、心と体、感覚をフルに使って様々な経験をしています。

自分の好きなことで遊び込めると、様々な所で興味・関心が、広がりや深まりを見せ、工夫をしたり、試行錯誤に没頭します。自由で豊かな創造力や思考、発想は、十分な遊びの中で育まれます。

また、戸外で沢山体を動かす事も、健やかな心と体の育ちには欠かせません。

双葉の園では、一人ひとりの「〇〇をしたい」思いを尊重し、遊ぶ場ややりたいことを、自分で選ぶ、友達同士で話し合っ決めて決めるなどを通して、いきいきと遊び、成長してほしいと思います。

【 生 活 】

一人ひとりが、気持ちの良い生活リズムで一日を過ごせるよう願っています。

戸外遊びの時間を十分にとることを基本として、一人ひとりの生理的欲求が満たされるよう配慮して過ごしていきます。

特に、0～2 歳児の子ども達は発達の差も大きいので、登園時間等を参考にしながら、個々の違いに配慮した食事、休息のリズムを作っていきたいと考えています。

そのために家庭と園の協力は欠かせません。

「早寝早起き、朝ごはん」など、子どもたちにとって最善の生活リズムを身に着けていきたいですね。

連絡帳等を活用し、情報を共有しながら過ごしていきたいと思います。

一日の流れ

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳以上児
延長保育	7:15	開所	朝の合同保育	あそび
	8:00	登園	健康チェック	
	8:30	検温	クラスに分かれて保育	
保育支給認定	9:00	戸外あそび	室内あそび	ミーティング
	10:20	午前食	散歩	etc
標準時間	11:10	午睡	食事	
	11:30		午睡	食事
	12:00		午睡	午睡
短時間	14:15	午後食	おやつ	おやつ
	14:30		午後の遊び	ミーティング
	17:00	戸外あそび	室内あそび	など
延長保育	18:15		延長保育	
	19:15			
延長保育	20:15		閉所	

【 行事について 】

子ども達には、様々な行事、体験を通して豊かな感性を育んでほしいと思います。
年中行事に加え、様々な予定を計画しています。

行事に関しても、大人が一方向的に教える、導くということをせず、
各行事にどのように取り組むかは、子ども達と話しあいながら、進めていきたいと思っています。
子ども達自ら主体的に考え、行動することで、興味、関心を高め、自分から楽しみを見出せるようになってほしいと考えています。

主な行事予定

☆印は保護者参加

4月	入園・進級のお祝い	1月	年始
	☆保護者会		☆保護者会（0～2歳）
5月	端午の節句 ☆運動会		☆保護者会（3～4歳） （おたのしみ会）
6月	歯科健診		
7月	七夕	2月	節分
8月	水遊び		☆双葉祭
9月	引き取り訓練	3月	ひなまつり会
10月	☆秋まつり		☆卒園式
11月	遠足（5歳・4歳）		ひかり組を送る会
12月	☆5歳保護者会（おたのしみ会）		リクエスト給食
	もちつき・クリスマス会		お別れ遠足（4～5歳）



【 給食について 】

乳幼児期は、生涯にわたる食習慣の基礎を作る大切な時期です。

保育園での食事が、安全でおいしく、食べる楽しさを感じられるよう心がけています。

（１） 給食の 栄養目標量

厚生労働省「日本人の食事摂取基準」に基づき、保育園では１日に必要な栄養のうち、乳児は５０％ 幼児は４０％を摂れるように昼食とおやつの献立を立てています。

（２） 給食の内容

午前のおやつ （０～２歳児のみ）… 牛乳（１００ｃｃ）とせんべい

離乳食… 月齢や食べ方の様子に合わせて個別に調理しています。

昼食…和食を中心に、季節に合わせた料理、郷土料理など、彩りのある献立を作成しています。

３時のおやつ…おにぎり、蒸しパン、季節の果物を中心に手作りのものになっています。

延長保育（１８：１６～） おやつ

空腹感を感じないように、手作りのおやつ（１００kcal を目安）をご用意します。

（３） 給食でこころがけていること

- （ア）化学調味料などは使用せず、出汁をしっかりととり、素材の味を活かした味付けを心がけています。
- （イ）鰹節、昆布、煮干、鶏ガラなど、献立に合わせて出汁をとっています。
- （ウ）旬の食材を豊富に使い、季節感あふれる献立を心がけています。
- （エ）食品添加物は避け、安全性の高いものを選んで使用しています。
- （オ）ミネラル分を補給する為にご飯に雑穀類を足して炊いています。
- （カ）毎日給食時、栄養士・調理師が順番で各クラスへ行き食材の大きさ・固さ・味の様子を見ています。

（４） 衛生面において

- 大量調理衛生マニュアルに従い、調理にあたっています。
- 調理器具は専用の殺菌庫で消毒しています。
- 食器及び食器具は熱風消毒保管庫で９０℃６０分消毒しています。

（５） アレルギー食について

- アレルギー食品については、医師の指示書等にもとづいて、原因食物の完全除去を基本とし、可能な範囲で代替食を用意します。

（６） その他

- 毎月末に翌月の献立表を配布します。
- 毎日、給食展示台にその日の給食を展示します。夏季は衛生面を考え写真で掲示します。
- 事情により、急遽献立を変更することがあります。その際は掲示板にてお知らせします。
- 園では浄水器（ミネラルは通し、人体に有害な微生物、トリハロメタン、PCB、塩素、放射性物質などは通さない。）の水を使用しています。
- 給食に関しての質問、相談がありましたら栄養士にお尋ね下さい。

施設概要・施設の利用について

1 事業者の運営主体

種別	認可保育所
運営法人	社会福祉法人 双葉の園
保育所の名称	双葉の園ひがしやま 保育園
所在地	東京都目黒区東山 2-20-16
電話番号	03-6303-0731
FAX	03-6303-0883
ホームページ	https://www.futabanosono-higashiyama.com
施設長氏名	越谷 信子
開設年月日	令和2年 4月 1日
嘱託医	仲村医院 仲村 和子 住所：目黒区五本木1-8-9 TEL：03(3712)7776

2 園児および職員の配置

定員 139 名（一時保育 4 名）

年齢	クラス名	定員	年齢	クラス	定員
0歳児	ふたば	9名	3歳児	つき	26名
1歳児	すみれ	9名	4歳児	ほし	26名
	たんぽぽ	8名	5歳児	ひかり	26名
	れんげ	9名			
2歳児	ゆり	13名	一時保育	わたげ	4名/日
	ばら	13名			

※ 0歳クラスは産休明け保育（生後57日目より）を実施しています。

園長	園長代理 副園長	副園長 看護師	保育士	事務	調理員	嘱託医
1名	2名	1名	21名	1名	5名	1名
上記の他に、施設の運営に必要な職員の増配置を行います。						

3 保育時間

(1) 開所時間

月曜日～金曜日	7時15分 ～ 20時15分
土曜日	7時15分 ～ 18時15分
休所日	日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

(2) 保育標準時間（11 時間）

	保育標準時間（11 時間）	保育短時間（8 時間）
月曜～土曜	7時15分 ～ 18時15分	9時00分 ～ 17時00分
延長保育時間	18時16分 ～ 20時15分	7時15分 ～ 8時59分 及び 17時01分 ～ 20時15分

※ 土曜日の延長保育はありません。

- ◎ 必要な保育時間（勤務時間、通勤時間を合わせた時間）を確認し、お預りいたします。
区の書式とは別に、勤務状況、通勤経路等を確認させていただきます。（保育時間確認票）
- ◎ 4 か月未満のお子さんは、8 時 30 分～17 時 00 分の間でお預かりします。
- ◎ 仕事が休みの場合は、ご家庭でお過ごしください。
- ◎ 私用による保育を希望される場合は、9 時 00 分～16 時 00 分の間でお預かりします。

4 延長保育について

延長保育は下記の通り、定期利用とスポット利用の 2 種類があります。

区に納める保育料とは別に、保育園で直接利用料金のやり取りをいたします。

勤務状況等に応じてご検討いただき、利用の予定をご相談下さい。

(1) 定期利用について

園で、保育時間（勤務時間 + 通勤時間）を確認させていただき、必要な事情を伺ったうえで、延長保育の定期利用を受け付けます。

- ・ 利用を希望される方は担任に相談の上、定期利用申請書にて申請してください。
- ・ 定期利用登録の変更、取り消しは、申請書に記入し前月末までに提出してください。
- ・ 実際の利用日数にかかわらず、申請された区分での請求を致します。
尚、当月の定期利用取り消しは出来ませんのでご了承ください。

<定期利用定員>

定期利用には、クラス毎に定員を設けています。

0、1 歳児クラス※	2 歳児クラス	3.4.5 歳児	合計
4 名	6 名	各 10 名	40 名

※0 歳児クラスは、満 1 歳以上で 1 歳児食に移行済みのお子さんを対象とします。

(2) スポット利用について

- 止むを得ず、お迎えが 18 時 15 分を過ぎる方のために、スポット利用があります。
- 事前に申請のない方でも、お迎えの時間が **18 時 16 分を過ぎましたら、**
スポット利用として確認させていただきます。 公平を期すため、
理由に関わらず、時間が 1 分でも過ぎた場合は料金を請求させていただきますのでご了承下さい。
→ 当日、急遽お迎え時間が、**18 時 15 分を過ぎてしまう場合は、必ずご連絡ください。**

※ 閉所時間を過ぎた場合は、時間外の為、別途料金を請求しますのでご注意ください。

<おやつについて>

空腹感を感じないように、手作りのおやつをご用意します。

夕飯に影響のないよう 100kcal を目安とし、食べなくても料金に変更はありません。

(3) 延長保育費

延長保育の利用時間	18 時 16 分～19 時 15 分	18 時 16 分～20 時 15 分
定期利用	10,000 円（月額）	20,000 円（月額）
スポット利用	700 円（日額）	1,400 円（日額）

※ 閉所時間を過ぎた場合は、時間外の為、別途料金を請求しますのでご注意ください。

- 延長保育費は、月末締めでご請求いたします。
釣銭のないようご用意いただき、毎月 10 日までにお支払い下さい。
- 支払は事務所へお願いします。（早朝は担任にお渡しください。17 時以降は受け取れません。）

(4) 延長保育費の支払い

- 延長保育費は、月末締めでご請求いたします。
釣銭のないようご用意いただき、毎月 10 日までにお支払い下さい。
- 支払は事務所へ直接お願いします。

5 施設の利用にあたって

<入園>

園の内定から、利用開始日（毎月月初）までの間に、面談及び健診を行います。

本書の内容を説明いたしますので、同意書をご記入下さい。

利用契約、各種変更手続きにつきましては、区の様式に準じて行います。

<退園>

退園する場合は、速やかに退園届を園長宛てにご提出ください。

<施設の利用料について>

目黒区にお支払頂く保育利用料の他に、直接、園にお支払いいただく料金は、主に延長保育費になります。

その他、園でご用意した備品で、破損、紛失等した場合は、その実費を頂く場合がございます。

<送り迎えについて お願い>

- ◎ 通常の保育時間（勤務時間 + 通勤時間）と予定が変わる場合は事前にお知らせください。
- ◎ 日中のあそび、活動が十分に出来るよう、朝は **9時15分**までに登園して下さい。
- ◎ 遅刻、欠席等は必ずご連絡ください。その日の活動や、給食等の準備にも影響しますので、**8時30分～9時30分**まで間にご連絡頂きますようお願いします。
- ◎ 私用でお子さんを預ける際には、当日の緊急連絡先と共に、その旨をお伝えください。
（私用での保育は、9時00分～16時00分までの保育時間となります。）
- ◎ 登園時37.5℃以上の熱がある場合、受け入れできません。
その他、感染症、保健の案内については、別頁を参照ください。
- ◎ 感染症予防のため、登降園の際、玄関脇の水道で親子での手洗いをお願いします。

（1）主に送迎に来る方には、送迎者登録をお願いします。

防犯対策、不審者対策の一環として玄関と門扉は常にオートロックしています。

玄関開錠のため、静脈認証システムに送迎者の登録をさせていただきます。

- お迎えが頻繁でないようでしたら、静脈登録は不要です。
- 登録のない方は、インターホンでの対応となります。
- 退園、卒園した際には、こちらで登録を解除します。
- ベビーシッター等の静脈登録は致しません。

(2) お迎えの変更

お迎えに来る方が普段と違う場合（祖父母等）は、必ず事前にお知らせください。

- 連絡がない場合は、お引渡し出来ません。確認のお電話をさせていただきます。
- お迎えの際は、身分証明書を確認させていただきます。

(3) 車での登園・降園は、ご遠慮ください。

(4) ベビーカーは留置き可能です。たたんで置いて頂き、譲り合って置いてください。

(5) 園内はもちろん、周辺での喫煙、飲食もご遠慮ください。

アメ・ガム・タブレット菓子等を口に含んで園内に入ったり、
食事をしながらの登園は絶対にお止め下さい。

アレルギーのあるお子さんにとって、命の危険が伴う場合があります。

(6) 園内で携帯電話、スマートフォンなどは使用しないでください。

個人情報保護のため、園内の掲示を含む、お子さんの写真、動画の撮影はご遠慮ください。

また、SNS の投稿、拡散等は絶対におやめください。



こどもの健康について

1. 健康管理

保育園では、子どもたちの心身の健康を守り、病気の発生を最小限にいとめるため、早期発見を心がけ、日常生活のなかで疾病の予防と健康増進を図っていきたいと考えています。その為には家庭と保育園の連携が不可欠ですので、ご協力をお願いいたします。

＜健康診断等の取組＞

入園時 健診	入園時	嘱託医
健康診断	全園児…年に2回 0歳児…月に2回	嘱託医
歯科健診	年に2回	目黒区 委託
身体測定	毎月1回	
健康カード	健診・身体測定の結果を記入します。 <u>内容を確認し、サインをお願いします。</u> <u>予防接種の記録をご家庭でご記入ください。</u>	
体温チェック (連絡ノート)	毎朝、ご家庭で検温、健康チェックをお願いします。 登園時 37.5度の発熱がある場合お預かりできません。	

登園時について

お子様をお預かりする上で重要な情報（例：家庭での発熱・嘔吐等の体調不良や家庭での投薬、ご家庭や登園中に起きたケガ等）は、こちらがお尋ねしなくても、必ず毎朝、事実をお伝えください。保護者の皆さまと園の間の信頼関係の基本となり、お子様をお守りする基本となりますので、事実を隠す、事実と異なることを伝える等はなさないでください。

緊急連絡について

保育園で37.5℃を超える発熱があった時、
保育を継続することが困難な体調の変化があった時には、
保護者の方に連絡をさせていただきますので、お迎えをお願いします。

また、保育中の怪我については、怪我の程度に応じて、ご連絡をする場合があります。
急を要する容態の場合、園から病院に直接受診をする場合があります。（別頁参照）

予防接種について

予防接種は、接種後の副反応やお子様の身体への負担を考慮して、
出来るだけ、降園後やお休みの日に接種の計画をされるようお願いします。
接種後の翌日に登園されたときは、予防接種を受けたことをお伝えください。
また、健康カードへの記録をお願いします。

2. 健康観察について

保育園では、免疫が未熟な乳幼児が集団で生活するため、流行する感染症の種類も多く、容易に感染を受けることがあります。そのために、早寝早起きの生活リズムを整え、日頃から、お子さんの健康状態を把握しておくことが大切です。

下記のような体調の変化があった時には、無理をせず、ご家庭で様子を見ていただくようお願いします。

発熱	・朝の体温が37.5℃以上 ・高熱が出て、解熱してから24時間経たない。 ・24時間以内に解熱剤を使った。 ・微熱があり、食欲がない、朝起きられない
咳	・夜間、咳で眠れなかった。 ・呼吸がつかうような咳をしている。 ・咳で食事が食べられない。
下痢	・下痢が24時間以内に2回以上出る。 ・下痢で食事ができない。 ・食事をすると、腹痛を訴え下痢が出る。 ・尿の回数や、尿の量が少ない。 ・下痢のため、肛門の周囲がただれ、出血している。
嘔吐	・嘔吐が24時間以内に2回以上ある。 ・食事が食べられない。 ・食べると嘔吐する。 ・尿の回数や、尿の量が少ない。
発疹	・発熱を伴い、発疹がある。 ・食べた後に、発疹が出た。

上に示した例に限らず、睡眠不足で機嫌が悪い、食欲がない、朝からぐずって泣くなど、いつもと違う様子があれば、体調変化の兆しである場合があります。

登園の際、普段と違う様子については必ずお伝えいただき、日中連絡がつくようにしてください。

- ※ お子さんの平熱を把握しましょう。
- ※ 時期がきましたら、忘れずに予防接種はお受け下さい。
- ※ 熱性けいれんのあるお子さんは、お知らせください。
- ※ 仕事を休めない、近くに頼める人がいない場合には、病児・病後児保育室を利用することも検討してください。

3. 薬の取り扱いについて

本園では原則として内服、軟膏塗布、点眼等の投薬は行っていません。

目黒区では、保育園での与薬につきましては次のように考え、取り扱いを定めております。

与薬は「医療行為」ですので、保育園では原則として行いません。
そのため、与薬が必要な場合は、登園前または帰宅後に、ご家庭で与薬してください。
主治医の診察を受ける際には、お子さんが現在、保育園に在園している事と、
保育園では「原則として与薬は行っていない」事をお伝えください。

ただし、慢性の病気等で保育時間内に薬の使用なしでは健康な日常生活が過ごせない場合に限り、
薬を保育園でお預かりします。

保育園で与薬できるのは次の①～③の場合で、主治医の指示があるものに限りです。

- ① 喘息、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー、けいれん疾患等慢性疾患の薬
- ② 保育中の怪我の治療薬。
- ③ 上記以外で、諸般の事情から園長が止むを得ないと判断する場合。

【保育園で薬をお預かりするまでの流れ】

- (1) 主治医の「与薬指示書」と保護者からの「与薬依頼書」とを提出していただきます。
保育園に、所定の用紙がありますので、必要な方はお申し出ください。
 - (2) 主治医の「与薬指示書」について
「与薬指示書」の作成費用は保護者負担となります。
「与薬指示書」の有効期間は6カ月～最長12カ月となります。
 - (3) 薬は主治医が処方し調剤したもの、あるいは主治医の処方によって薬局で
調剤したもので、保護者が既に何回か使用したことがあるものに限りです。
(市販薬は対応いたしません)
 - (4) 薬を預ける際は、以下のものをまとめて、お渡してください。
 - ① 与薬指示書
 - ② 与薬依頼書
 - ③ 薬剤情報提供書
 - ④ 記名入りの内服1回分(分包したものが望ましい)
- ※ その他、与薬に関する疑問等は保育園にご相談ください。

ホクナリンテープの取り扱いについて

ホクナリンテープを貼付して登園される場合は、

ホクナリンテープに記名し、貼付部位を担当にお伝えください。

万が一、保育中に剥がれてしまった場合は、こちらで破棄させていただきますのでご了承ください。

虫よけ剤について

虫刺されが気になる時季は、ご家庭で虫よけスプレー等をつけてから登園してください。
午前中は効果が持続するものがほとんどなので、保育園では、午後戸外へ出るときのみ
保育園にある虫よけスプレーを使用します。

また園では、パッチや虫よけシール等の貼付薬や、携帯型の虫よけ剤の持ち込みはお断りしています。
虫刺されが気になるようでしたら、衣服の調節（薄手の長袖など）でご対応ください。

4. 感染症について

各種感染症については、厚生労働省が定める『感染症ガイドライン』をもとに対応します。

感染症が疑われる場合、周囲への感染拡大を防止するために、早めの対応が必要となります。

保育園は、乳幼児が長時間にわたり集団生活する場です。

飛沫・空気・接触感染を予防することは困難ですが、感染機会を下げる取り組み（手洗い、流行時や流行が
疑われる時の消毒、流行時のマスク着用等）はします。感染機会を下げ、重篤化を防ぐため、体調不良時は
早めに受診する、家庭で過ごす等をお願いします。

また、衛生の取り組みは同ガイドラインをもとにし、努めてまいりますが、
過度な清潔を目指すことはしません。

感染症になった場合は、保育園はお休みをしていただきます。

- ・感染症にかかりましたら、保育園にお休みのご連絡をお願いします。
- ・外出をしないようにし、安静に過ごしてください。
また、ご家族への感染の拡大も防止してください。
- ・感染症の連絡を受けたら、皆様へ向けた「感染症のお知らせ」を掲示します。
登降園時には、必ず掲示板を確認するようお願いいたします。

- ・感染症にかかった場合、登園をする場合には、登園許可証、または登園届が必要です。
ただし、2024 年 4 月現在、インフルエンザと新型コロナウイルスにつきましては医療機関が
ひっ迫しているため保護者が記入される登園届の提出をお願いします。

次頁の感染症一覧を確認してください。

登園許可書、登園届は、事務所にてお渡ししています。

ホームページにも、PDF ファイルが載っていますので
必要に応じて印刷をしてご使用ください。

感染症 提出一覧表

登園許可書 ○ 医師が記入した登園許可書が必要な感染症		
病 名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹 (はしか)	症状が出る1日前から発疹が出た後4日後まで	解熱後3日を経過していること(解熱した日の翌日を1日目とする)
インフルエンザ	症状がある期間(症状が出る24時間前から症状が出た後の3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日経過していること(発症した日、解熱した日の翌日を1日目とする)
新型コロナウイルス	発症後5日間(10日間が経過するまではウイルスの排出の可能性がある)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後1日経過していること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
風疹	発疹が出る7日前から発疹が出た後7日くらい	発疹が消失していること
水痘 (みずぼうそう)	発疹が出る1～2日前から発疹がかさぶたになるまで	全ての発疹が痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	症状が出る3日前から耳下腺がはれた後4日後まで	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、目の充血などがみられる数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎 (はやり目)	目の充血、目やに等症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること(眼科医の許可)
急性出血性結膜炎	症状がある間(ウイルスは便から数週間～数ヶ月排泄される)	医師により感染の恐れがないと認められていること(眼科医の許可)
結核	痰から菌が出なくなるまで	医師より感染の恐れがないと認められていること
百日咳	咳が始めて2週間くらい(抗菌薬を服用しない場合、咳が始めてから3週間を経過するまで)	特有の咳が消失していること、または適正な抗菌性物質製剤による、5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌 感染症 (O-157 O-26, O-111等)	症状がある間(適切な治療を受け、便に菌が出なくなるまで)	菌が陰性と確認され、医師により感染の恐れがないと認められていること
髄膜炎菌性髄膜炎	症状がある間(適切な治療を受け、菌が出なくなるまで)	医師による感染の恐れがないと認められていること

登園届(保護者記入) ○ 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症		
病 名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
RSウイルス感染症	症状が出てから通常3～8日(乳幼児では3～4週も続くことがある)	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
ヘルパンギーナ	発症後数日間(便中には1か月程度ウイルスが出続ける)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
手足口病	発症後数日間(便中には1か月程度ウイルスが出続ける)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (りんご病)	発疹出現前の1週程度	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス・ロタウイルス等)	症状がある間と、症状消失後1週間程度(便中には数週間ウイルスが出続ける)	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
帯状疱疹	水疱を形成している間	全ての発疹が痂皮(かさぶた)化していること
伝染性膿痂疹 (とびひ)	効果的治療開始後まで	病変部を外用薬で処置し、浸出液が染み出さないようにガーゼ等で覆ってあること
ヒトメタニューモウイルス感染症	発症後数日間(喀痰中に1～2週間程度ウイルスが出続ける)	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
突発性発疹	発熱している間	解熱し、機嫌が良く全身状態が良くなってから

○ 医師の診断に必須ではないが、受診をおすすめする感染症

(注)医療機関への受診をせず、登園届を提出する際は、医療機関欄を空欄にしてご提出ください。

病 名	感染しやすい期間	登園のめやす
頭ジラミ	産卵から最初の若虫が孵化するまでの期間は10～14日間	駆除開始後

2023年6月改訂

5. 保育中の怪我について

園では子どもたちがそれぞれに関わりあいながら、さまざまなことを試し、興味を広げ、育っていく場所です。活動に伴うケガ（顔や歯、目のケガ、骨折等も含む）、かわりあいに伴うかみつきやひっかき、ケンカなどは起こります。怪我の防止と対策について、園全体で努めてまいりますが、子ども1人に保育者1人がついていない状況ではありませんので、未然に防ぎきれないことも多々あります。園で怪我が起きうる状況も、予めご理解頂きたいと思います。

<怪我の経緯、状況の報告について>

子ども達が怪我をした場合、適切に処置をしたうえで、詳しい状況や経緯をお伝えします。その中で、皆様にご理解いただきたいことが、子どもたちのやりとりで起きた怪我の場合、「加害」や「被害」といった言葉で表現すべきものではない、ということです。

原因の多くは、伝えたい思いがあったがうまく伝えられず、言葉より先に手や口が出てしまったという場合がほとんどです。それらは多くの場合「仲良くなりたい」「あの子のことがもっと知りたい」という過程で生じます。保育士は、子ども同士でうまくいかなかったやりとりの中で、それぞれの思いを聞き取り、言葉にし、お互いに丁寧に伝えていくようにします。

園の中で子ども同士の関係性、やり取りを見守りたいという思いから、基本的には、誰が誰に、というご報告はしないようにしています。

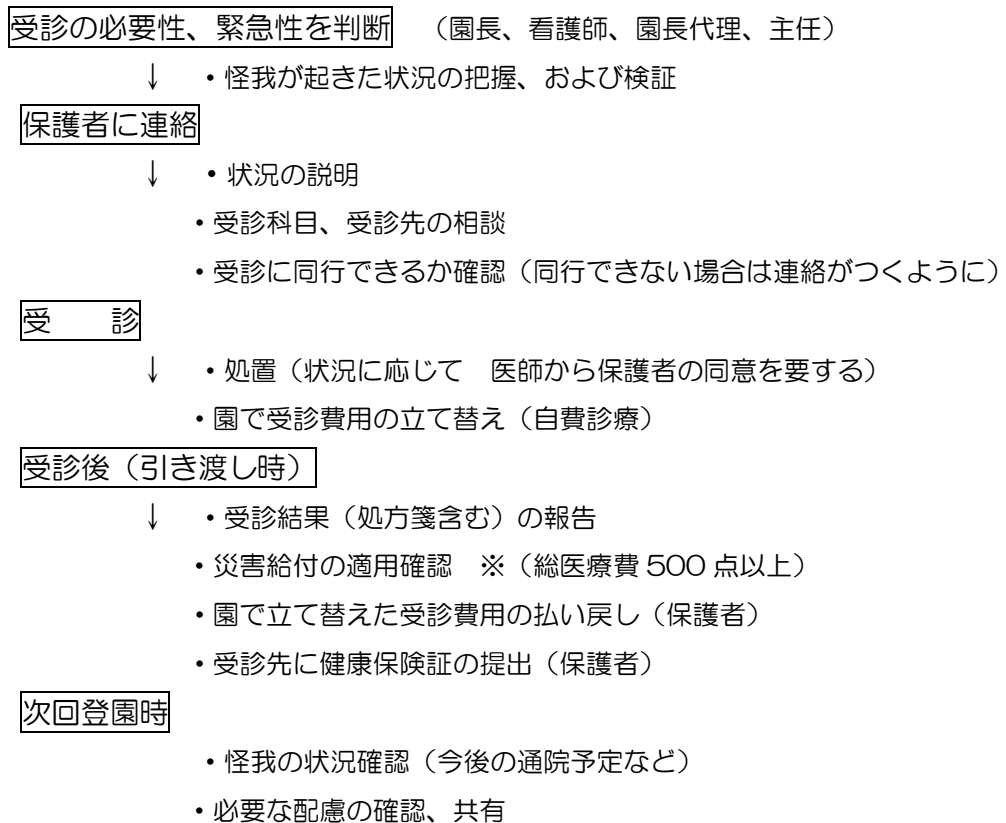
しかしながら、受診を要する怪我になった場合や、状況によっては、お互いの名前を出して、お伝えする場合がございます。（例えば、自分でも思わず手が出てしまい、ひどく動揺してしまう場合など）そうした際には、叱ったり、追及したりせず、お子さんの思いを、冷静に優しく受け止めてあげて欲しいと思います。皆様のご理解とご協力をお願い致します。

<受診を要する怪我をした場合>

園で受傷した部位や状況によって、また、緊急性を認めた場合、保育園から直接病院を受診する場合があります。

その場合、次頁に示すような流れ（フローシート）に沿って、受診をします。万が一の状況に備え、常に緊急連絡がつくようにしてください。また、重度のアレルギーや熱性けいれんなど、体調等にご心配がある場合は、予めかかりつけ医をお伝えいただく等、緊急時の体制を予めご相談させて下さい。

6. けがの受診フロー



7. 「日本スポーツ振興センター」災害給付制度について

保育園では全園児を対象として、保育園の管理下 (通園中も含む) における園児の災害に関する給付について、日本スポーツ振興センターとの間に災害給付の契約をしています。

• 医療費

その原因が保育園管理下で生じたもので、療養に要する総医療費 (通院、処方箋) が 500 点以上かった場合給付基準により計算された額が支給されます。

- 健康保険適用の自己負担分 (3 割) を一旦お支払いいただくことになります。

→ 手続き後、総医療費の 4/10 が支給されます。 (3/10 自己負担+1/10 見舞金)

• 障害見舞金

保育園管理下に発生した障害に対し、その程度において障害見舞金が支給されます。

但し、通園中について、通常の経路の往復に限ります。

• 死亡見舞金

保育中及び通園中によるものに対し、死亡見舞金が支給されます。但し、通園中について通常の経路の往復に限ります

※ 怪我の状況等に応じて、別途詳しい案内をお渡しします。

園よりお伝えしたいこと

1. 防災対策について

(1) 緊急時の備え

保育園では、毎月1回避難訓練及び、消火訓練を実施します。

また、年に1回は、保護者参加の引き取り避難訓練を実施します。

災害の発生に備え、緊急時には、どのように迎えに行けるか。

代理を頼める方、安否の確認方法、勤務先から園までの経路と交通手段等について、ご家族でしっかりと話し合い、対策を講じておいてください。

(2) 緊急時の安否情報の発信、確認方法

園では、緊急時の安否をお伝えする手段として、下記を利用します。

◎ 「災害伝言ダイヤル#171」… 電話回線で安否情報を登録します。
取り扱いは下記の通りです。

◎ 「安心伝言板」… 登録したメールアドレスに情報を配信します。
安心伝言板は、入所時にご登録いただきます。

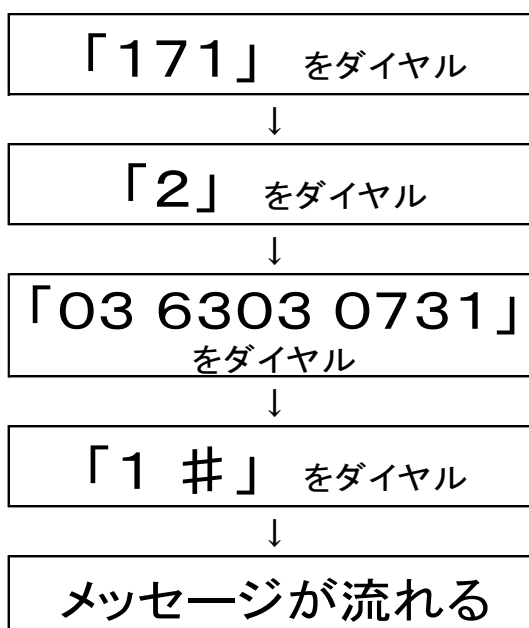
※ 安心伝言板は、災害時だけでなく、
園から緊急の連絡がある場合、都度配信します。

(3) 災害時避難場所

- ① 園舎および園庭
- ② 目黒区立 東山小学校 （地域避難所）
- ③ 世田谷公園一帯 （広域避難所）

* 園外に避難する場合は、
上記にてお知らせする他、
正門に避難先を掲示しておきます。

災害伝言ダイヤル再生方法



2. こどもの人権擁護、虐待防止への取り組み

こどもの人権擁護

双葉の園では、こどもの人権擁護を第一に考えた保育の実践のため、日々保育実践の見直しを行い、定期的に研修する体制を整えています。

こどもの権利を守る、ということは、こどもの健やかな育ちを守る事と同義です。

『双葉の園の大事にするところ』（p4）に示してあるように、特に、こどもの声を聴く。意見表明権を守る。という点は大切に考えています。

『自分の声を聴きとられる心地よさ』をこども自身が感じ、
『多様な声を響き合わせるおもしろさ』を実感できるようになること。
そうした保育の実践を目指して、一人ひとりの人権擁護に取り組んでいきたいと思えます。

不適切な関わり、マルトリートメント

一方で、大人の不適切なかかわり（マルトリートメント ※参考資料）は、こどもの心身の健康に著しい影響を与えます。
どんな声掛けや関わりがそうした行為に該当するか、園内外での研修を行い、不適切な関わりの防止を徹底し、こどもの人権擁護を第一に考えた保育の向上に努めます。

児童虐待への対応

虐待であれば、尚のこと、心身の発達及び健康に、深刻な影響を与えます。

こどもの命と尊厳を守るために、一刻も早い対応が必要となりますので、

虐待を疑われる事案を見聞きした際には、速やかに

児童相談所 虐待対応ダイヤル「189」へご連絡ください。（※ 参考資料）

保育園で虐待を疑われる事案を確認した際、

速やかに児童相談所、こども家庭支援センター、目黒区役所等、関係機関と連携し、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行い、措置を講じるものとします。

こどもの健やかな育ち、そして、一人ひとりのこどもの人権を大切にするためには、

保護者の皆さまと一緒に、協力して取り組むことが必要となります。

何かお気づきの事や、ご相談等ありましたら園長までお声がけください。

ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

3 個人情報の保護

- ◎ お預かりした個人情報について、双葉の園の個人情報保護規定に基づき、適正に管理いたします。
- ◎ 子どもの必要性に応じ、園内には名札等の名前の記載、掲示をすることがあります。
また、個人の持ち物等には、全て名前の記載をお願いします。
- ◎ 児童票、緊急連絡票、保育時間確認票などお預かりした個人情報は、施錠されたロッカー内に保管し、園外に持ち出しはいたしません。
ただし、緊急時（通院、災害時）のみ、持ち出すことがあります。
- ◎ 園児の写真・ビデオに関して、**個人情報に関わる同意書**をご記入ください。
保育の中で必要に応じて、日常生活、遊びの様子を写真、ビデオの撮影をします。
園内に掲示したり、保護者会等で保護者の皆様にご覧いただく機会があります。
誕生カードなど、写真を印刷して使用する際には、園外に持ち出さず、園内で印刷いたします。

<お願い>

- ◎ 園内に掲示した写真の撮影はご遠慮ください。
- ◎ SNS への投稿等はトラブルにもつながりますので絶対におやめください。
- ◎ 写真の販売は、業者に委託しています。詳しくは別途配布される案内状をご参照ください。
- ◎ 保育の様子を、写真、ビデオなどで撮影しないでください。
また、それを疑われるようなことがないように、園内でスマホ等を扱わないようにお願いします。
園での様子が気になる場合は、担任にご相談いただくか、保育参加等にご参加ください。

<発達上の気付き>

- ◎ お子さんの成長・発達に関するできごと、私どもが気づいた点は、小さなことであっても明確にお伝えします。保護者の方にとっては、良いことばかりではなく、聞きたくないとお感じになること、認めたくないとお感じになることもあると思いますが、未就学期の気づき、特にご家庭の環境とは異なる集団生活の中での気づきは、お子さんの育ちと将来に深く関わることも多々あります。
お子さんの姿を共有することで、よりよい対応について話し合えればと思います。
- ◎ 気になる姿や、ご相談がありましたら、いつでもお伝えください。
ご相談に応じて、自治体の関係部署と連絡をとる場合があります。

4. ならいごとについて

<ならいごとについて>

- ・双葉の園としては、乳幼児期に学習塾などに通うことを推奨していません。

乳幼児期に育まれる学びとは、日々の遊びや生活を通して周りの物、人との豊かな関わりから育まれる非認知的な力こそ重要であると考えているからです。ご理解いただいたうえでご検討ください。

- ・日中の活動、遊びを優先していきたいので、午前中は習い事等の予定を立てるのはおやめください。
習い事の予定のため、午後から登園するということは認められません。

ダブルスクールのような、一日の中で保育園以外に複数通所することは、特に心身の負担が大きいものです。

お子さんの様子をよく見ながら、ご家族で相談されてください。

- ・ならいごと等で早退する場合、原則としてきょうだいは一緒に降園してください。

5. ご意見、ご相談、ご要望の窓口について

社会福祉法第 82 規定により、利用者からのご意見、ご要望に応えるための体制を整えております。

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| ① 相談、苦情解決責任者 | 園長 越谷 信子 |
| ② 相談、苦情受付担当者 | 園長代理 … 佐藤 援 |
| | 副園長・主任 大隅 洋子 |
| | 副園長・看護師 佐川 八千代 |
| ③ 苦情解決第三者委員 | 高井 信也 03-5318-3450 (高井・村山法律事務所) |

○ ご相談、ご意見、ご要望、苦情の受付

- (1) 口頭、電話、文書などにより相談・苦情受付担当者が随時受け付けます。

文書で保育園玄関脇のポストに投函された場合は、苦情解決責任者、第三者委員が随時受け付けます。

- (2) 申し出内容の報告・確認

苦情解決責任者は、原因・解決方法などの検討を行う。

- (3) 解決に向けた話し合い

- ① 申出人が、話し合いを希望した場合、申し出た日から2週間以内に行う
- ② 受付担当者は、話し合いの結果や改善事項を記録し、話し合いの当事者間で確認する。

- ・ 要望・苦情解決の結果に不服がある場合

第三者が苦情の調整を行う「目黒区保健福祉サービス苦情調整委員制度」がありますので、申し出てください。

- ・ ご意見・ご要望のポストは保育園玄関にあります。

持ち物について

持ち物 一覧

下記の表を参照し、入園するクラスの持ち物をご用意ください。

	持ち物 一覧表	0歳児 クラス	1歳児 クラス	2歳児 クラス	3歳児 クラス	4歳児 クラス	5歳児 クラス	備考
毎日 持ち帰るもの	着替えセット ※別頁参照 (上着・下着・ズボン・パンツ・靴下)	○	○	○	○	○	○	着替えは2セット
	エコバッグ				○	○	○	エコバッグ等
	連絡帳、連絡ノート、手紙入れ	○	○	○	○	○	○	園でご用意します。
	紙オムツ おしり拭き	※資料参照（紙オムツ登園セット）						※オムツの処理は園で行います。
	フェイスタオル（沐浴用）	○						34×85cm が目安
	コップ&巾着（コップ入れ）				○	○	○	うがい、給食時の水分補給
	通園リュック				○	○	○	容量8ℓ程度
	水筒				○	○	○	500㎖以下のひも付き
基本的 に 週で 持ち 帰り	◆シーツ	○	○	○	○	○	○	敷きマットは園で用意
	タオルケット・ブランケット	○	○	○	○	○	○	サイズは別頁参照
	シーツ等を持ち帰るための袋				○	○	○	エコバッグ等
	外遊び用靴	○	○	○	○	○	○	別頁 参照
	帽子 ◆（ワッペン付け）	○ ※1	○	○	○	○	○	1～5歳児はクラス帽子を 園で用意します。
適時	調理保育用 エプロン、三角巾				○	○	○	調理保育等で使用します。
予備	ビニール袋（記名不要） ※2	○	○	○	○	○	○	常時2枚程度のストック
夏	水遊び・シャワー（タオル、水着等）	○	○	○	○	○	○	時季になったら
冬	外遊び防寒着（ジャンパー等） フードのないものをご用意ください。	○	○	○	○	○	○	別途お知らせします

※1 …0歳児の帽子は各家庭でサイズの合った、かぶり慣れたもの（ひもつき）をご用意ください。

※2 …ビニール袋は汚れが目立つものや、濡れてしまった衣類などを入れます。

◆ …ご家庭でご用意をお願いするものに、◆マークをつけています。別頁をご参照下さい。

【入園面談の際に、見本品の展示をします。】

細かな不明点は、面談の際にご質問、ご参照ください。

☆ 持ち物についてのお願い

◎ すべての持ち物に名前の記入をお願いします！！

オムツや靴下、ジャンパーなどが忘れやすいです。

カバンなど直接かけないものには、ネームタグをつけて下さい。

忘れ物、入れ間違いなどの原因になりますので、
ご協力をお願いします。

◎ カバンの中身を 毎日確認してください。

送迎の際、毎日の持ち物、配布物、着替え等のチェックをし、

入れ間違い、紛失がないか等もご確認ください。

カバンの中に、不要な物（おもちゃ、菓子類）が入っていたことで、
トラブルになった例もありますので、カバンの中身は毎日確認してください。

◎ 衛生上、嘔吐物、便、尿、血液の付着したものは、園で洗うことが出来ません。

ビニール袋に入れてそのままお返しします。予めご承知おきください。

◎ おもちゃ、ぬいぐるみ、キーホルダーなどは、紛失、トラブルの原因になりますので、

園で不要なものは持ってこないようにお願いします。

◎ お子さんの成長に合わせ、着替え、靴などサイズ等の見直しは適時お願いします。

シーツ、帽子のゴムなど、補修が必要な場合は、その都度お願いします。

◎ 園で用意したもの（帽子、連絡ノートなど）で、紛失及び、破損、汚れが目立つ等、

ご希望があれば、それぞれ実費で再購入可能です。

☆ 貸し出しについて

◎ 帽子、洋服、タオル、靴下など、個人のものが不足している際は、

園のものをお貸し出しすることがあります。

その場合は、速やかに洗濯をして頂き、担任に返却してください。

<パンツ>

◎ パンツの貸し出しはいたしません。

予備のものがなく、着替えを要する場合は、新品を使用します。

後日、同サイズの新品をご用意して返却して下さい。

☆ 着替え・服装についてのお願い

日々の着替えや着脱を通して、体を自由自在に思う存分動かす楽しさ、清潔なものに腕を通す気持ちよさ、自分で着脱できたという達成感などを味わいながら、保育園生活が送れるよう、着替え・服装についてのお願いがあります。

<動きやすい服>

- ◎ 常にサイズの合ったものをご用意ください。
- ⇒ 小さいと動きにくく、着替えもしにくいです。
大きい、ゴムが緩んでいると、転びやすく危険です！
- ◎ 2歳児クラスまでは
スカート、短パン等をご遠慮ください。
- ◎ フード付きの服は避けて下さい。
- ⇒ 遊んでいる最中に首元が引っかかると、動きが急に制限されて思わぬケガをする原因になります。

<汚れても良い服>

- ◎ 園庭では、砂や水、泥などの自然物、室内でも、絵の具や粘土、制作など、思いきり遊べるようご協力ください。
- ◎ 汚れを気にしすぎると、遊びたい気持ちにブレーキがかかってしまいます。

<心地よい服>

- ◎ 子どもにとって快適な服装は、
大人のマイナス1枚とされています。
- ◎ しっかり汗をかき、体温調整ができるようになるために、冬場でも薄着で過ごす事を心掛け、厚着をし過ぎないようにお願いします。

<着脱しやすい服>

- ◎ ジーンズ、タイツ・スカート・オーバーオールなど、着脱にくいものは避けて下さい。
- ◎ ボタン・フックの多い服も避けて下さい。
- ⇒ 自分でやりたいのに、
“大人に手伝ってもらわないと出来ない”
と悲しい気持ちに…

<肌着は綿素材>

- ◎ 汗を沢山かき敏感な子どもの肌には刺激が少ない綿素材が一番です！
- ◎ 1サイズ大きめのものを使用すると着替えやすく（ズボンにしまいやすいため）
オススメです。
- ◎ 肌着は半袖、もしくはノースリーブのものを
用意ください。
- ⇒ 長袖の肌着は着脱、心地よさの点からも
避けてください。
- ◎ 成長に合わせ、ロンパースではなく、
上下が分かれたものをご用意ください。

<季節によって>

- ◎ 虫刺されが気になる時季は、
薄手の長袖がおすすめです。
- ◎ 防寒着はフードがない物をご用意ください。

<ヘアゴム>

- ◎ 長い髪は、シンプルなヘアゴムで結んでください。
 - ※ 使い捨てのナイロンゴムは誤飲の危険があるためご遠慮ください。
 - ※ 飾りのついた物やヘアピンは、紛失、破損の危険がありますのでご遠慮ください。

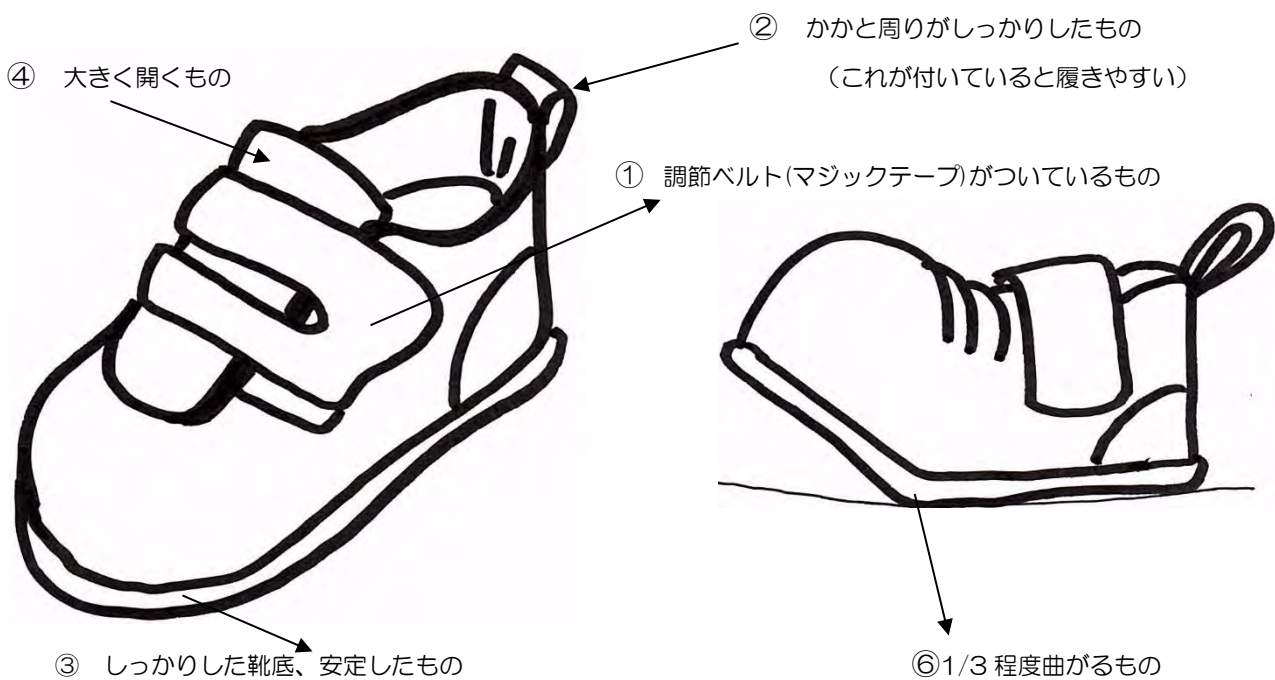
☆ 靴について

園では戸外で思いきり体を動かすことを大事にしています。

靴選びは、子ども自身が脱ぎ履きしやすいように、以下のポイントを押さえて選んでください。

【靴選びのポイント】

- ① 甲を固定するための調節ベルト（マジックテープ）がついているもの。
- ② かかと周りがしっかりしたもの。
- ③ くつを置いた時にぐらつかず、安定したもの。
- ④ 自分で足が入れやすいように入れ口が大きく開くもの。
- ⑤ 通気性が良く洗濯しやすい布製のもの。
- ⑥ 走れるようになったら、つま先から 1/3 くらいの部分が足の関節に合わせて曲がるもの。



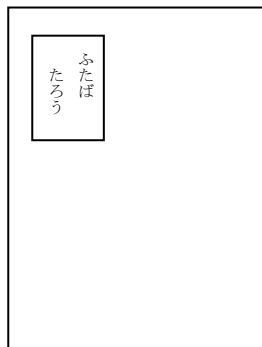
<サイズの合ったものを常にご準備ください。>

- ※ すぽっと履ける靴はサイズが大きく、脱げやすいです。
- ※ サイズが小さいと履きづらく、歩きにくいです。
- ※ 中敷きに足を乗せれば適正なサイズがわかりやすいです。

お昼寝用のシーツ等の準備

- お昼寝用のマットは、園でお貸しします。(折りたたみ式マット：サイズ60×130 cm)
- シーツの作成をお願いします。
- 床暖房の部屋でお昼寝をしますので、ご家庭からタオルケットをお持ちください。
お昼寝中のお子さんの安心感にもつながります。ご愛用のものがあれば是非お持ちください。
下記を参考に、お子さんのサイズに合ったタオルケットの準備をお願いします。
- 午睡マットの準備は、週明けの登園時に保護者の方をお願いします。

＜タオルケット・ブランケット＞



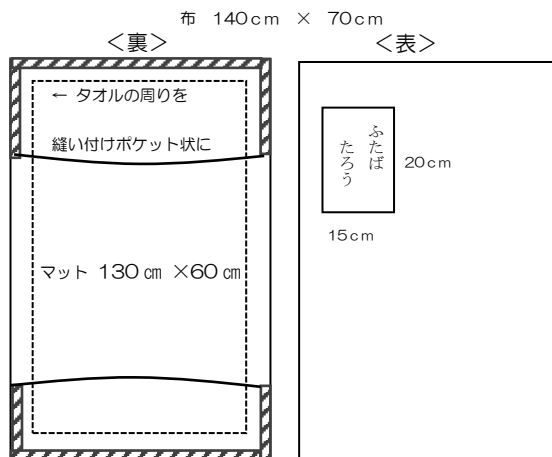
＜サイズ目安＞

0歳～1歳児クラス… 70 × 100 cm
2歳～5歳児クラス… 100 × 140 cm

季節、気温等に応じてお持ちください。

タオルケット・ブランケットには名前をつけて下さい！

＜◆…シーツの作り方＞



- 140 cm × 70 cm の布やバスタオルを用意していただき、裏側にフェイスタオルなどをあてて縫い付け、上下にポケットをつけて下さい。幅はタオルのサイズで構いません。ポケットの内側に、マットが入るように作成をお願いします。(マットのサイズは 130 cm × 60 cm 厚さ 3 cm です。)
- 表側には左上に大きく名前(ワッペンなど)を縫いつけて下さい。
- タオル地など、綿 100% の物をお勧めします。
- 2 枚用意していただくと、汚れた時にスムーズに交換できます。

＜◆…クラス帽子 ワッペン＞

1 歳児クラス以降、外遊び用の帽子を園で用意します。(面談の際にお渡しします。)

お子さんが、自分の物という愛着が湧くように、好きなワッペンなどをつけてください。

※ アイロンタイプの接着は、洗濯の際に取れやすいので、縫い付けることをお勧めします。

※ 万が一紛失した際、及び、汚れが気になる場合は、購入可能です。

子どもたちを見守る小さな天使

キワニスドール

キワニスドールは木綿生地でできた
目も鼻も口もない白無地のとても素朴な形の人形です。
元々は医療現場で、病気の子どもの恐怖心を取り除いたり
入院時の心細い気持ちに寄り添うために考案されたものです。
このキワニスドールを東京キワニスドールクラブより寄付いただきました。

はじめて保護者の方と離れて過ごすお子さんたち。保育園ではできる限りおうちで過ごす
ような雰囲気を大切にして、安心できる環境を心がけています。
それでも集団の中で心細いおもいをするということもあると思います。
そんな気持ちに保育者と保護者と共に、この小さな天使にも一緒に
お子さんの心に寄り添ってもらいましょう。

お昼寝中にふとさみしさが心に現れたとき、このお人形に語りかけることで寂しさが
紛れることもあるでしょう、お友達とおもちゃの取り合いになり思い通りにいかなかったり、
ふとご家族を思い出したとき、きっとこのお人形が心を支えてくれることがあるでしょう。

フランスではドゥードゥーという抱っこ人形文化があり、同じような役割があるそうですよ。

また、「イマジナリーフレンド」という言葉をご存知ですか？
子どもは小さなときに想像の友達を作ることがあります。目には見えない存在との
対話を見ると、はじめは少し驚くかもしれません。
保育園にはたくさんの出会いがありますが、その中に空想上の出会いや、
お人形などを通した想像力で広がる出会いも子どもの心を安定させ
豊かに広く大きくさせていくものと考えて、
受け入れていきたいですね。

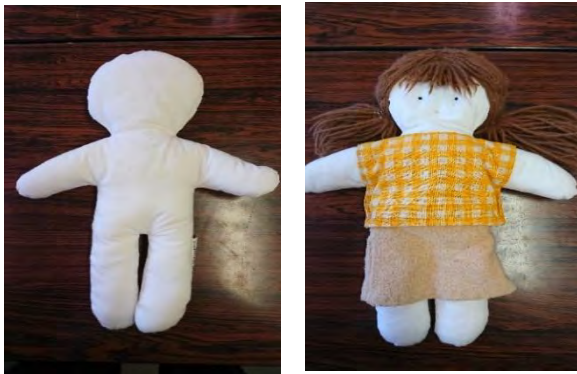


キワニスドールにお洋服を作ってあげ名前をつけてあげましょう

子どもと一緒に大人もこのお人形と大切に関わることで、子どもにとっても
そのお人形は特別なものとなるでしょう。
どんなに簡単でも良いのでお洋服を手作りしてあげ名前をつけてあげましょう。

<作り方>

- 髪の毛用の毛糸と、洋服用の布を用意する。
- 手芸用のボンド（o r系で、縫い付ける）で髪型、洋服を本体に付ける。



はずれてしまった時に誤飲につながると
危険ですので、ボタンやビーズなど
小さなパーツは使わないように
お願い致します。

キワニスドールとのお付き合い

子どもと関わるのと同じようにお人形にも関わりましょう。

「あれ」「これ」ではなく、子どもと同じように名前を呼びましょう。
お人形の居場所を作ってあげましょう。
椅子やベッドなど遊んでいないときの居場所を作りましょう。
「片付ける」ではなく「待っててね」「おやすみしよう」など言葉にも注意して関わりましょう。
一緒におうちにかえってもいいですよ。子どもの思いを大切にしていきましょう。
お人形からいつ離れるかのタイミングは子どもが決めます。「もう大きいのに」「恥ずかしいよ」
などと無理に卒業させることは必要ありません。いつか子どもの心の中での変化がおきて、今ま
で対話していたお人形といつの間にか対話しなくなったり、もしかしたら対話していたことさえ
忘れてしまうかもしれませんね。

その時には是非ちょっと寂しく、でも嬉しく一緒にお子さんの成長を語り合いましょう♪

日々の生活を共にする中で、愛着が生まれ、悲しい寂しい時にはギュッと抱きしめ、
怒っている時イライラしている時にはきつくあたる時もあるでしょう。

お人形は子どもの思いを一心に受け止めてくれる存在なのです。

また、人形と遊ばない、見向きもしないという子もいるかと思いますが。

けれど、その子なりの人形との関わり付き合い方があります。

ゆっくりとあたたく見守っていけたらと考えています。

双葉の園の保護者の皆さまへのお願い

次のような行為は精神的に職員を傷つけ、保育士等の離職、保育士不足、子どもたちとの関わりの質の低下へと繋がります。
保育者は子ども達一人ひとりを大切にしたい保育を心掛けています。
保育者と子ども達が笑顔で過ごせる環境作りにご理解とご協力をお願いします。

子どもの前で怒鳴る

※育ちにも悪影響を及ぼします（マルトリプリント参照）



以下の行為もおやめください

- ・職員をプライベートに誘う、職員に物を贈る、必要もなく職員の体を触る
- ・身体的暴力（たたく、蹴る、物を投げつけるなど）

園長または園長代理・副園長にご相談ください

どんなに小さなことでもお困りごとがある時や疑問があるとき、
とくに感情的になってしまうときなどは、担任ではなく、直接お話しください。
ご希望に添えない事もありますが、より良い関わりが出来るよう一緒に
考えていきたいと思っております。



ホームページでは、園のトピックスや登園届、登園許可書等の書類を提供しています。
緊急時の情報提供等も行いますので、ブックマークをしてください。

<https://www.futabanosono-higashiyama>

